

令和8年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和8年3月5日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 |
| 10. 山田 芳裕委員 | 11. 皆川 利一委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 飯田 展久 委員 | 尾形 真宏 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- | | | |
|------------|----------|------------|
| 事務局長 市村 昌子 | 主査 浅海 一洋 | 主任主事 鈴木 庸平 |
|------------|----------|------------|

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |
| 報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 3件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
5番、板橋睦男委員、
6番、熊谷弘和委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
 今回の現地調査班は1班です。
 川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

時田 議長 川村誠司班長

川村 班長 1班の現地調査の報告をいたします。

2月27日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件の合計2件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

本申請は、入園者の教育目的で農地を利用するため、所有権移転を行うものです。

申請地は、畑1筆、面積563平方メートルです。

営農計画は、柿と梅の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は約0.1ヘクタールとなり、主たる農業者の年間の従事日数は240日で、専農従事者数は6名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 7番、石井正美委員
石井 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。
現地は、畑1筆、面積563平方メートルの普通畑です。
申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、営農計画にある柿と梅は収穫後に園内で活用するのか確認したところ、そのとおりとのことでした。また、以前、違反転用があったことから、今後、施設内等に違反転用があった場合、信用が欠けるものと判断すること、本法人は一般法人であるため、教育目的の場合、農地を取得できることから、入園者の教育目的で農地を利用することを指導しました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。
 (「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。
議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定に基づく許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長
時田 議長 鈴木主任主事
鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号農地法第5条の規定に基づく許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積232平方メートルの賃借権による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、土木業を営んでおり、自宅の敷地を資材置場として使用していますが、家族が増えることにより手狭となることから新た

な資材置場を計画するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きによる自然浸透とし、周囲を安全鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、自宅及び現場への交通の利便性が良く、また適当な面積であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等はないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 4番、石井晃委員

石井 委員 議案第2号農地法第5条の規定に基づく許可申請について、を報告します。

2月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積232平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、過去の作業現場から考えると、立地条件が悪くなっているか確認したところ、問題ないとのことでした。次に、現地は台風等で水害が発生する地域であるため、事前に水害対策をすること、申請地の出入口が狭いため、車両の出入りの際に十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用6か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第4号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 それでは、議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について3件の合計4件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の8ページから10ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について3件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局において現地調査を行ったところ、2件が宅地、1件が雑種地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和8年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時10分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8年 4月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和